

知財先進国の仲間入り

：台湾・行政院經濟部智慧財産局

財団法人交流協会台北事務所 經濟部主任 河合 弘明

抄録

1990年代の台湾市場には、海外製品の模倣品や海賊品が溢れており、「ニセモノ天国」などと呼ばれていました。現在でも、模倣品等が根絶されたわけではありませんが、先進国並みに状況が改善されているようです。その最大の功労者は、行政院經濟部の下部組織である智慧財産局であると考えています。日本で紹介される機会が少ない智慧財産局について、少し誌面を頂戴して、ご紹介いたします。

1. 『知財先進国』の仲間入り

台湾には、1,500社を超える数多くの日系企業が進出しています。繊維・医薬品・化学品・一般機械・自動車・電機電子・情報通信・食料物資・運輸・観光・建設・金融保険・商社・アパレル・流通など業種は多種多様です。特に流通分野では、百貨店・コンビニ・雑貨・書籍などで日系企業の存在感が大きく、多くの日本製品、日系ブランド、日本コンテンツが活躍しています。また、日本への渡航経験がある台湾人は総人口の半数を越え、日本料理や日式（日本風）料理も多くの方々に愛されています。

その一方で、十数年前は日本製品の模倣品・海賊版が街に溢れていて、日本ブランドのコピーが横行していたと言います。しかし2000年以降は、模倣品や海賊版が目に見えて減少し、現在では、世界に通用する台湾ブランドも数多く台頭しています。一番の稼ぎ頭であるIT業界ではACER、ASUS、BENQ、HTC、CHIMEIなど日本でも知られる企業があり、HP、APPLE、SONY、EPSONなど世界メジャーのOEM/ODM生産を手がける企業が多く存在し、それら企業へ部品等を供給する企業も無数にあります。

今では、『知財先進国』の仲間入りを果たしたと言われる台湾ですが、その推進エンジンの役割を果たしたのは、「行政院經濟部智慧財産局」です。

2. 行政院經濟部智慧財産局

智慧財産局（Taiwan Intellectual Property Office、通称TIPO）は、台湾において知的財産権を扱う行政官庁であって、行政院經濟部（經濟部）の外局に位置づけられます。専利法（発明専利（Patent）、新型専利（Utility Model）、新式様専利（Design）の各権利を規定しています）、商標法、著作権法に加えて、営業秘密法、IC回路配置保護法など知的財産権に関わる法律全般を所管しています。ただし、日本の不正競争法に対応する公平交易法は、行政院公平交易委員会が所管しています。

智慧財産局は、經濟部中央標準局に置かれていた知財部門が1999年1月に分離する形で、新設されました。米国通商法スペシャル301条（知的財産権に対する対外制裁に関する条項）に基づき、米国通商代表部（USTR）が毎年公表する「知的財産権保護について問題ある国や慣行に関する報告書」の1998年版が、台湾を「監視国」に再指定し、模倣品・海賊版が氾濫する状況の改善を求めたことが一つの契機になっています。智慧財産局は、知的財産権に関わる法令の運用や制定や管理を行い、専利や商標の審査を行うことが主要任務ですが、模倣品・海賊版の取締については、財政部（財務省）関税総局や各関税局、警政署（警察庁）県市警察局や保護智慧財産権警察大隊、法務部（法務省）地方檢察署、教育部（教育省）訓育委員会（教育委員会）や

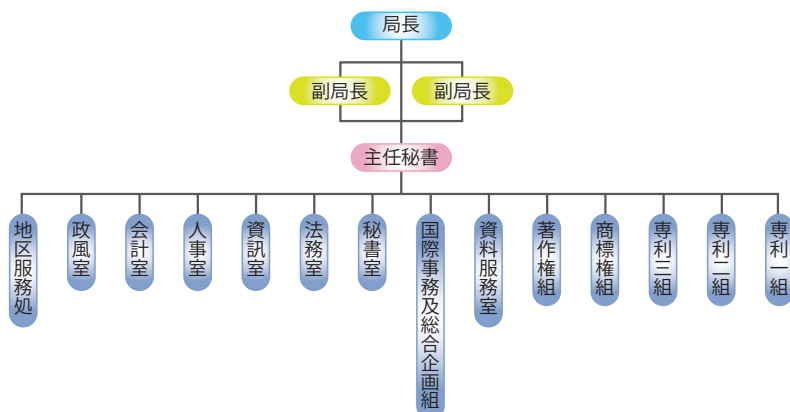


図1 智慧財産局の組織図

※智慧財産局ウェブサイトより。http://www.tipo.gov.tw/ch/AllInOne_Show.aspx?path=113&guid=08033b85-a13f-4550-8dd9-c54c1558f3b9&lang=zh-tw

大学・専門学校等に対して影響力を行使する権限を有しています。

智慧財産局の組織は、図1を参照してください。智慧財産局のトップは、王美花 (Wang, Mei-Hua) 局長です。商標権組長、副局長を経て2007年12月に着任されています。局長と、副局長、主任秘書 (秘書長) の幹部の下に、6つの組 (部に相当)、7つの室 (課に相当)、4つの地区服務処が設置されています。地区服務処以外の組織は、全てが台北市 (台湾の事実上の首都) のメインオフィス (台北市大安區辛亥路二段185号) にあります。本省にあたる行政院經濟部から大きく離れ、緑豊かな国立台湾大学 (総合大学の最高峰) を正面に望む好立地にあります。

このメインオフィスは、民間の商業ビルを賃借していますが、昨今の業務量増大に伴う人員増加に合わせて、他の

テナントからフロアを譲り受け、現在はビルの80%近くを智慧財産局で占めています。地区服務処 (地域サービスセンター) は、台北市に次ぐ大都市である高雄市、台中市、台南市の各市と、巨大な科学園区 (サイエンスパーク) を抱える新竹市に設置され、利用者に向けた様々なサービスを提供しています。

専利一組 (139名) は、発明専利 (Patent) の手続 (方式) 審査、新式様専利 (Design) の手続・実体審査、専利権の出願・登録・閲覧の管理、年金管理等を担当しています。専利二組 (142名) は、発明専利の実体審査と新型専利 (Utility Model) の技術評価書作成、行政訴訟の処理を担当しています。専利三組 (67名) は、審査官の合議体による再審査 (後述します)、異議申立、無効審判等を担当しています。その他の組織として、商標権を担当する商標権組 (108名)、著作権を担当する著作権組 (31名)、利用者向けサービスを担当する資料服務組 (49名)、政策の検討・立案・推進や、知財教育、国際事務、権利侵害対応を担当する国際事務及総合企画組 (36名) 等があります。括弧内の人数は、2009年12月末現在の正規職員 (総員708名) の内訳になります。契約職員や業務請負職員のほか、代替兵役職員 (任期付職員。三年間業務に従事することにより兵役に就くことを免除される) や補助職員を合わせて、およそ1,000名の職員が働いています。

3. 発明専利と新型専利の出願動向

台湾の発明専利 (Patent) と新型専利 (Utility Model) の出願件数は、2005年に70,000件を超えました。直近10年間の出願件数の推移を表1に示します。2009年の出願



図2 智慧財産局のメインオフィス外観

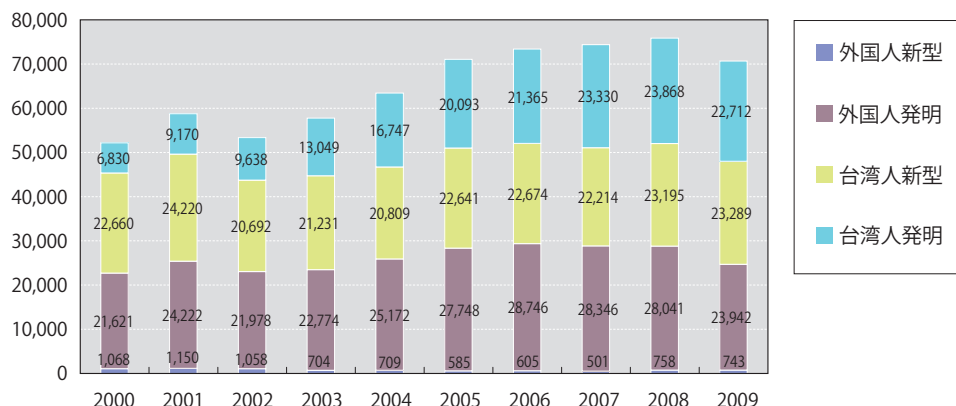


表1 台湾における発明専利と新型専利の出願動向(内外国人別)

※智慧財産局2010年5月刊行『智慧財産局98年報』より

件数を見れば、外国人発明、台湾人新型、台湾人発明はほぼ同数になっています。智慧財産局の設立直後の2000年と比較すると、台湾人発明が3倍以上に成長した一方で、台湾人新型と外国人発明は殆ど変化していません。リーマンショック等の影響に依るものか、外国人発明の出願件数は減少傾向にあり、台湾人発明の出願件数と逆転する日が近年に訪れる可能性があります。

この10年間で、台湾の研究開発が飛躍的に進展して、台湾人による発明専利の出願件数は増加し、外国人による発明専利の出願にほぼ並んだものの、実体審査を行わない新型専利が低コストで簡易に取得できる権利と認識されており、発明専利の出願に拘わらない出願人が多くあるようです。蛇足ですが、日本特許庁に対して外国人が2009年に出願した実用新案は1,708件ですが、この約80%を占める1,379件が台湾人による出願であり、海外でも実用新案を愛用していることが窺えます。

出願が多い技術分野(サブクラス)は、発明専利が①H01L(半導体装置)、②G06F(電気的デジタルデータ処理)、③A61K(医薬用、歯科用又は化粧品用製剤)、④G02F(光ビームの強度、色、位相、偏光または方向の制御)、⑤H04L(デジタル情報の伝送)の順であり、新型専利が①H01R(導電接続)、②G06F(電気的デジタルデータ処理)、③H05K(印刷回路)、④B65D(物品または材料の保管または輸送用の容器)、⑤F21V(他に分類されない照明装置)の順であり、現在も台湾が強みとする分野が並びます。

4. 専利審査官の執務環境と検索システム

発明専利の実体審査を担当する専利二組には、第一科

(半導体分野)、第二科(情報通信分野)、第三科(機械・土木・医学診断分野)、第四科(光電・産業機械分野)、第五科(医薬・農薬・飲食品・嗜好品・微生物・バイオテクノロジー分野)、第六科(無機・有機・高分子化学分野)の6科(審査室に相当)が設置されています。科長(審査長)の下に、専利審査官、専利助理審査官(審査官補に相当)、代替兵役職員らが配置されています。また、十数名の上級専利審査官(科長兼務者もあり)が配置され、専利審査官や専利助理審査官の指導に当たっています。

審査官の執務室は、大部屋となっています。個々の審査官のデスクにはデスクトップパソコンが置かれ、一台の大型、又は二台の中型液晶ディスプレイが設置されています。各パソコンは局内LANに接続され、検索システム、起案システム、案件管理システム、局内イントラネット、外部インターネット等へアクセスできます。

検索システムは、ウェブブラウザベースに一元化されており、「国内外専利資料庫入口網」と題するページからアクセス可能になっています。審査官向けの「国内外専利資料庫全域検索システム」では、日米欧英独韓台中の各国特許公報と国際出願パンフレットの書誌情報(出願番号・公報番号・公開日・専利名称・出願人名・国際特許分類等)のインデックス検索、及び要約(北京語・英語)のフルテキスト検索を、各国公報の横断で検索ができます。検索結果は、代表図面と書誌情報を含むヒットリストとして表示され、公報イメージを直接参照することができます。

また、中国知識産権局(SIPO)ネット(2001年以降の北京語フルテキスト、1985年以降の英語要約を横断的に検索可能)、バイオ・医薬・漢方薬専利資料庫、植物・天然化合物資料庫等の局内データベース、STN、DIALOG、

PATOLIS、Thomson Scientific (WOK)、IEEE、IP.COM、ProQuest、SCIRUS等の商用データベース等も活用されています。最近では、米国のPAIR、欧州のRegister Plus、日本のAIPN、韓国のK-PION等にアクセスして、外国特許庁のサーチ・審査結果を参照するようになっています。海外留学経験を持ち、外国語データベースを駆使する審査官が多く見受けられます。

5. 発明専利の実体審査と再審査、訴願、訴訟

専利法や専利審査基準は、日本の特許制度を入念に研究して導入されており、概ね日本と同じです（一部条文や基準事例の文言や表現は、そのまま採用されていることがあります）。また、審査フローについても、相似しています。智慧財産局の設立当初は、大学教授や公的研究機関研究者等を外部審査官として活用していましたが、審査品質に問題を生じているとの指摘を受けて80%以上を削減しました。現在は、内部審査官の増員と品質向上プログラムの実施により、知財先進国並みの審査品質を目指しています。初審における拒絶率は、2007年が26.3%、2008年が27.2%、2009年が38.1%であり、年々上昇しています（2010年末に40%を超える見通し）。智慧財産局によれば、内部審査官の能力向上と、審査基準の明確化や審査官向け研修の充実によって、審査品質が向上しているとのこと。

しかし同時に、審査滞貨となった案件数が急増し始めています。2004年は僅か16,401件でしたが、2006年に60,495件、2008年に131,384件に達しており、年間審

表2 智慧財産局における審査動向

	発明専利 (Patent) 出願					
	出願申請	審査請求	再審査請求	核准審定 (登録)	核駁審定 (拒絶)	拒絶率
2000	28,451		4,390	13,061	8,089	38.2%
2001	33,392		6,298	21,012	10,381	33.1%
2002	31,616	3,040	7,413	22,616	12,031	34.7%
2003	35,823	21,269	8,503	21,752	14,354	39.8%
2004	41,919	27,334	5,528	28,583	9,216	24.4%
2005	47,841	34,488	1,482	20,800	4,886	19.0%
2006	50,111	43,348	2,129	23,324	6,028	20.5%
2007	51,676	46,093	2,314	22,315	5,353	19.3%
2008	51,909	45,938	1,537	12,891	5,115	28.4%
2009	46,654	40,905	2,143	14,152	8,938	38.7%

※智慧財産局2010年5月刊行『智慧財産局98年報』より

※上記核准審定件数には、再審査での審定件数も含まれている。

査件数の二倍以上が審査滞貨になっています。同時に、核准審定（特許査定）又は核駁審定（拒絶査定）へ至るまでの審査終結期間も年々長大化しており、2011年には平均40か月を超える見通しです。日本と同様、審査官の増員は難しい状況にあり、前述の代替兵役職員や補助職員の採用拡大による審査支援を拡大する方向にあります。加えて、日本を参考とする先行技術調査の外部委託機関の創設も検討されています。

次に、核駁審定後のフローについて説明します。核駁審定に不服があれば、再審査を請求することができます。再審査は、審査のレビューの位置付けであり、22名の上級審査官から案件ごとに指名を受けた3名で合議体を形成し

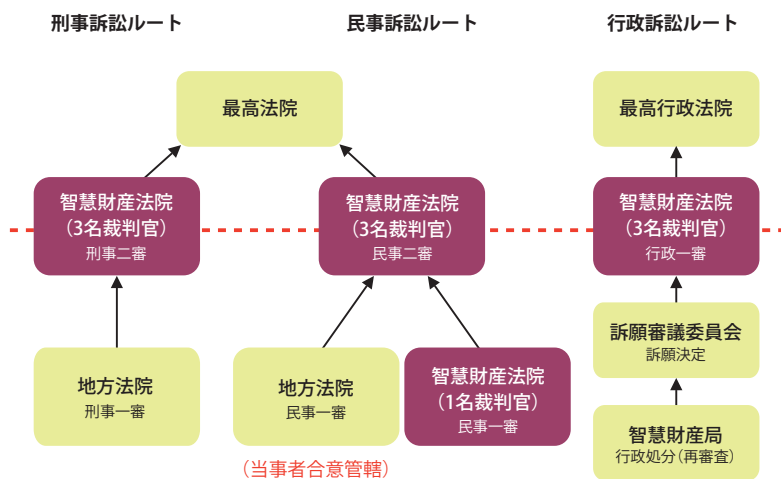


図3 知的財産案件の審理の流れ

て審理をします。この審理は、日本の審判合議体の審理と概ね同じです。再審査の審定に不服があれば、經濟部訴願審議委員会に対して訴願（行政不服請求に相当）の請求を行う点で、日本の制度と異なります。この訴願における訴願手続が準司法手続となり、智慧財産法院（知的財産高等裁判所に相当）に対する行政訴訟の提起は、訴願手続を経た後になります。

2008年7月に創設された台湾の智慧財産法院は、台湾高等法院内に設置された知的財産権の専門裁判所です。日本の知的財産高等裁判所がモデルになっていますが、①民事訴訟の一審を担当可能であること、②著作権法や営業秘密法を含む知財案件全般を扱うこと、③行政訴訟ルート of 最終審は最高行政法院であること、④智慧財産法院の審理段階で新証拠の提出が認められること、等に差異が見いだされます。智慧財産法院には、智慧財産局のシニア審査官が技術審査官として出向し、日本の裁判所調査官と同様に、技術知識面で法官（裁判官）をサポートしています。

6. 制度改正の動向

2004年7月に施行された現行の専利法は、近年の産業ニーズに適合しなくなっており修正が望まれていました。智慧財産局は、台湾内の産業界・法曹界・学術界の専門家から広く意見を募り、台湾に進出している外資企業との意見交流を重ね、計10回の公聴会や各地開催の制度説明会でユーザーニーズを吸い上げ、改正案の作成にこぎ着けました。今回の改正は、条文の大部分を修正するため、条文番号を全て振り直すなど、大規模な改正となります。改正案の最終条文は、行政院（内閣府に相当）での審査を終えて、2010年11月末までに立法院（国会）の一読審議（法改正趣旨の説明や法文チェック等）へ送付されています。

発明専利（Patent）に関連する主要な改正点を列記しますと、動植物特許の開放、国際消尽原則の採用、権利侵害の主観要件の明確化、専用実施権の新設、刊行物等による自己公表を新規性喪失の例外に追加、外国語明細書出願と誤訳訂正、核准審定（特許査定）後の分割申請、補正の制限、一部請求項に対する無効審判、職権による専利権取消の廃止、等があります。新式様専利（Design）については、部分意匠・組物意匠・GUI意匠の開放、連合意匠制度の廃止、等があります。商標法も大規模な改正を予定しており、その最終条文は行政院で審査を受けている段階です（詳細は割愛します）。

法改正を伴わない制度改正としては、審査手数料の改訂

（請求項数に応じた手数料の徴収）、税関での鑑定期限の延長、加速審査請求制度（日本のPPHと早期審査制度に相当する優先的に審査着手する制度）、電子出願システムの採用などが導入されています。今後は、間接侵害制度、再審査制度と訴願の融合、出願関連書類の電子閲覧、手数料等のインターネット納付、特許法条約（PLT）に適合する法体系再編などが検討テーマとなる予定です。

7. 知的財産権の保護意識の高まり

行政院財政部（財務省）による2008年度の貿易統計を参照すると、台湾から日本への輸出額は第4位の175.6億米ドル、日本から台湾への輸入額は第1位の465.7億米ドルとなっています（残念ながら、2009年度の輸入額では、中国に抜かれて第2位となっています）。日本に対しては輸入超過（貿易赤字）ですが、世界全体に対しては多額の貿易黒字を計上しています。

冒頭に示したように、台湾には数多くの日系企業が進出しています。特に、外資系の生産拠点・製造拠点では欧米企業を大きく引き離して、日系企業が首位をキープしています。日本を含む海外から素材や部品、半製品を輸入して加工し、海外に輸出して外貨を稼ぐのが、台湾のビジネスモデルです。同様のビジネスモデルに強みを持つ日本から、その知的財産権に関する制度を導入し活用することは、比較的受け入れやすい土壌があるものと考えています。

外資企業は当然ながら、台湾の大企業やハイテク企業は、台湾の知的財産制度が先進国並みに整備されることに重大な関心を払っています。近年は、積極的に専利権や商標権を取得したり、他企業からそれら権利を譲り受けたり、許諾（ライセンス）を受けたり、と熱心に取り組んでいます。また、自らの権利を武器として、台湾内外で侵害訴訟を提起する事例が急増しています。かつては「被告」の立場が多かった台湾企業ですが、最近では「原告」の立場で日米欧の大手企業を相手とした訴訟を提起する事件も多々見受けられ、権利者による知的財産権の保護意識が高まっている様子が見受けられます。

台湾市場へは、中国大陸や東南アジアから模倣品等が流入するケースが多く、漁船を利用した密貿易も少なくないようです。先述の関税総局や各関税局、保護智慧財産権警察大隊は積極的に取締を実施しており、毎年多くの摘発実績を上げています。智慧財産局や地方検察署とも連携して立件を行い、模倣品等ビジネスに大きな打撃を与えるべく活躍しています。

8. おわりに

2000年以降、政府を挙げて知的財産権に関わる制度整備と、保護強化が図られました。その努力が実り、台北市米国商工会議所（American Chamber of Commerce In Taipei）の助言を受け入れた米国USTRは、冒頭の「知的財産権保護について問題ある国や慣行に関する報告書」の2009年版において、台湾を「監視国」の指定から外しました。ようやく台湾は「ニセモノ大国」の汚名を返上し、「知財先進国」と認知されたのではないのでしょうか。他の政府機関の活躍も大きいですが、最大の功労者は、やはり智慧財産局であると考えます。

財団法人交流協会では、特許庁の委託事業として、毎年2回程度の「台湾知財セミナー」を東京や大阪で開催しています。2009年2月は智慧財産法院の李法廷長・林法官、2009年9月は智慧財産局の王局長・鍾專利一組長、2010年3月は保護智慧財産権警察大隊の施副大隊長、2010年9月は公平交易委員会の郭法務處長を講師として東京・大阪へ招聘して講演をいただきました。また、台湾では台北市日本工商会や台湾日本人会と共同で「知的財産勉強会」と題し、台湾や海外の知財専門家を招聘したセミナーを開催しています。台湾の知的財産権にご興味がお有りの方は、機会を捉えてご参加いただけましたら幸いです。

profile

河合 弘明（かわい ひろあき）

1994年 特許庁入庁
1998年 審査官（審査第五部電話通信）
2000年 総務部電子計算機業務課システム開発室
2001年 特許審査第一部調整課
2004年 総務部特許情報利用推進室
2006年 特許審査第一部調整課
2008年 財団法人交流協会台北事務所